

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 この際、階猛君から関連質疑の申出があります。泉君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

私は、立憲民主党の生活安全保障三本柱のうち、①物価高と戦う、これを中心に、総理ほか閣僚の皆様にお尋ねしていきたいと思っております。

まずは、パネル一、御覧になっていただければと思います。

総理に、現在の物価状況について認識を伺いたいのですが、物価上昇には二種類あるということ、悪い物価上昇とよい物価上昇です。

悪い物価上昇の方は、海外の物価高と円安で仕入価格が上がったので、一部の事業者は販売価格を引き上げるけれども、割高感から消費が低迷する。そこで、一部の事業者は販売価格を据え置くんですが、これは収益を圧迫するため、雇用や賃金に悪影響を与え、購買力を落とし、経済全体で見るとやはり消費は低迷することになります。さ

らに、一部の事業者は、コロナの影響もあって、販売価格の低迷とダブルパンチになって、事業継続が困難となっている、こんなことが悪い物価上昇で見られる。

一方で、よい物価上昇は、事業者が賃上げして購買力が上がり、消費が活発化して、需要が増え物価が上昇し、その結果、事業者の収益が増えてまた賃上げということになって、景気の好循環が生まれるということであります。

現在起きている物価上昇は、このよい物価上昇、悪い物価上昇、どちらなのか。これは今年の国会冒頭の基本的質疑でも私が総理に尋ねましたが、そのときには明確にお答えいただけなかったのですが、まずは、その点について確認させてください。

○岸田内閣総理大臣 今、物価上昇に対する認識を御質問いただきましたが、物価上昇によって、今、日本国内においても、多くの国民の皆さん方、また事業者の方々が大きな負担増の中で苦しんでおられる、このことは重く受け止めなければならぬと思います。

しかし、この物価上昇と合わせて、今、経済政策として、賃金の引上げ等様々な政策を行っているわけであります。ですから、先ほど図を示していただきました、これは説明上、単純化するということで作られたものだとご理解いたしますが、現実には、そうした様々な政策、また海外の物価高による国内経済への影響など様々な要素が複雑に絡んでおりますので、この図のように単純に、よいか悪いか、これを選別する、判断する、これは難しいのではないかと。

逆に、余り単純化してしまうことになりますと、また新たな誤解を生むことにもなりかねません。現実の厳しい状況、複雑な状況に一つ一つ丁寧に対応していくというのが、政府としてあるべき姿ではないかと考えます。

○階委員 今、賃上げに力を入れていくということだったんですが、例の、今年から制度を拡充した賃上げ促進税制、財務省に聞いたところ、この適用を予定しているところが、大企業全体の9%、中小企業全体の3%にすぎないということでありまます。これで本当に景気の好循環が起こるのでしようか。

今起きていることは、よい物価上昇の方ではなくて、悪い物価上昇。もちろん、一部の企業は販売価格に転嫁をできていて、むしろ潤っている。大企業の決算などを見てもそういう状況はあるんですけど、多くの中小企業や生活者、消費者にとってはマイナスの方が大きい、悪い物価上昇だということを考えています。

それで、総理も、だからこそ物価高騰対策、これをやろうということだと思っておりますが、それで、今の物価の状況を踏まえた上で今後の見直しもお聞きしたいと思っております。総理としては、今後、消費者物価は上がると見ているのか、下がると見ているのか、それとも高止まりすると見ているのか、この三つのうちいずれか、端的にお答えください。

○岸田内閣総理大臣 結論から申し上げますと、これから先の見直し、極めて不透明であると思っております。

コロナ禍から我々は脱するべく努力を続けてい

るわけですが、そういった中で、ウクライナ情勢についても今後の成り行き、この確たるものを申し上げることは難しいと思います。こうした様々な複雑な要素が絡んでいることからして、今後の見通しにつきまして私の立場から申し上げることは難しいと考えます。

○階委員 今後は不透明だということなんです、日銀の方は、むしろ、今は物価高だけれどもこれは一時的なものだというふうに言っていたと思います。ただ、高止まりするかどうかにについては明確なことは言っていないような気がします。

日銀総裁に伺いますけれども、今後、物価は高止まりするのか、下がっていくのか、上がっていくのか、この点について、総理と見解を一にするかどうか、お答えください。結論だけで結構です。
○黒田参考人 御案内のとおり、四月の消費者物価の前年比はプラス二・一%になりました、これは、昨年実施された携帯電話通信料引下げの影響が剥落する下で、エネルギー価格の大幅な上昇が影響しております。この間、生鮮食品とエネルギーを除いた消費者物価の前年比はプラス〇・八%となっております。対前年同月比ですので、当然エネルギー価格が大幅に下がらない限り、この二%程度の物価上昇率は十二か月は最低続くかと。

ただ、その後は、現在の見通しでは、二〇二二年度がプラス一・九%に対して、二〇二三年度はプラス一・一%までプラス幅を縮小すると見込んでおりますが、一方で、変動の大きなエネルギーを除いたベースで見ますと、やはり緩やかにプラス幅は拡大していくというふうに見ております。

○階委員 要は、物価が下がるとは見ていないわけですね。高止まり若しくは上がっていくということなわけですよ。それならば、なぜ、原油価格高騰対策の予算が今回の補正予算で上期分しか計上されていないのでしょうか。

そして、原油価格高騰対策以外にも、私が言うところの悪い物価上昇による悪影響を防いで、よい物価上昇に転換していくためにやるべきことはいろいろあると思うんですね。なぜこうした事業への予算は含まれないのか、ここが私は最大の問題だと思っています。

これは重徳委員も本会議で言ったように、小さ過ぎる、中身がないということだと思うんですが、なぜ、物価が今後当面下がるというふうには考えられないのに、高止まりか上がっていくとしか考えられないのに、こんな中途半端なものになっていくんでしょうか、お答えください。

○岸田内閣総理大臣 まず、基本的には、今後の物価について不透明な状況にあると認識をしております。

ですから、まず足下の物価高騰にしっかり備えなければいけないということで、十三兆円の総合緊急対策を用意いたしました。あらゆる事業者あるいは生活者に大きな影響のある燃料油価格に対する激変緩和措置を用意し、そして、九月まではしっかりとした体制を用意し、そこから先につきましては不透明であるからして、引き続き機動的に対応していく、これが基本的な対応であります。基本的には、不透明であるからこそ、予備費等をしつかり用意して、あらゆる事態に対応でき

る体制も併せて用意をした、こうしたことであります。

少ないという批判につきましては、これも先日來申し上げておりますように、昨年十一月に用意した七十九兆円の経済対策、これを今実施しているところですよ。この対策をしつかり進めながらも、その後の新たな状況に対応するために、十三兆円の総合緊急対策を加えて実施をする、こうした体制を説明させていただいております。

○階委員 本場に矛盾した補正予算だと思っていて、九月まで万全の対策を取ったといいながら、予備費は一・五兆円埋め戻して元の五・五兆円にしている。万全の対策を取ったら、九月まではこの予備費は埋め戻ししないで、このままの、予備費を抜き予算でやって、九月頃になったらそのときの状況に応じて補正予算を組めばいいわけ。予備費というのは、そもそも予見し難い予算の不足に充てるというものが予備費ですから、その予備費の使い方としてもおかしいわけですし、ちやんと、物価が高止まりする、あるいは上がっていくということに懸念を持っているのであれば、予備費ではなくて、万全のことをまず九月までやったとしたら、その段階で補正予算を組むべきだと思いませんか、おかしくないですか。

○岸田内閣総理大臣 まず、九月までの燃油費等の激変緩和措置をしつかり用意をし、そして、それに併せて、不測の事態にしっかりと備えていく予備費を用意したということを先ほど説明させていただきました。

九月までの間においても、ウクライナの情勢を

始め原油あるいは物価に関わる様々な状況、どのように変化するか分からない、そうしたことを考えましたときに、こうした予備費を併せて用意することは大事だと思えますし、そして、九月以降、状況がはつきりしないからこそ、それから先については機動的に対応することもしつかりと考えておかなければいけない、このように申し上げています。

いずれにせよ、先ほど来申し上げておりますように、この物価をめぐる状況、不透明であります。今全てを予想することができれば、予算等においてもしつかりとした項目を立てて準備することはできるかもしれませんが、不透明な要素が多いからこそ、機動的に対応するために、不測の事態にもしつかりと対応できるように、御覧のような補正予算を用意したということであります。

この補正予算をもって、あらゆる事態に政府としてはしつかりと対応を行っていきたいと考えております。

○階委員 予見し難い事情としてウクライナの情勢なども挙げられましたけれども、だとすれば、そういうことも含めて物価高騰が国民の生活に支障が及ばないような対策をこの時点で打っておくべきではないかというふうに思っています。ウクライナの情勢で、海外の物価は確かに上がることはあるでしょう。ただ、円安については、これは海外とは関係なく、政府、日銀でコントロール可能だと思いませんか。

そこで、円安による物価高を是正、防止することがなぜ政府の物価高騰対策に含まれないのかと

いうことを申し上げたいと思うんです。

昨日も泉代表が問題にしたのですが、直近の統計では、輸入物価は前年比で四五%も上昇していて、その約三分の一、一五%分は円安の影響によるものなんです。大変影響が出ているわけですね。物価高騰対策を進める上で、当然、円安を防ぐことも考えるべきだと思うんですが、その点は考えなくていいんですか。総理、お答えください。

○岸田内閣総理大臣 為替について具体的に申し上げることは控えますが、今回の原油あるいは様々な物価高騰の背景には、やはり主には国際的な市場の変化、国際的な原油、原材料の価格高騰、こうしたものが主にあるんだということを、昨日の予算委員会でも申し上げさせていただいた次第です。

いずれにせよ、こうした複雑な要素によって価格が高騰している、国民の皆さんが苦しんでいる、こういったことに対して直接何が政府としてできるのか、こうした観点から、原油、原材料費の価格高騰にしつかり対応していく。また、本当に困っておられる方々に対しては、直接給付金等を用意する。また、地方で苦しんでおられる中小企業等に対しては、自治体が直接支援ができるように臨時交付金を用意する。こうした総合緊急対策を用意して、国民の皆さんの生活あるいは事業を支えていこうと政府としては考えております。

○階委員 私が聞いたのは、円安対策、政府として考えないのかということですが、考えないということですか。

○岸田内閣総理大臣 具体的に、市場の動きに

して何か政府として申し上げることは控えなければならぬと思いますが、円安ということに関して、政府の政策として、再エネ、原子力等を使うことによつて、資金ができるだけ海外に出ていかないように、インバウンド等をしつかりと進めることによつて、資金をできるだけ国内にとどめるように、こうした様々な政策を通じることによつて、結果として為替の安定につながるような政策、これはしつかり進めていかなければならないと思います。

しかし、直近の、足下の為替の動きに関しましては、様々な要素が絡んでいるからして、いずれにしても、国民の皆さんの生活あるいは事業を守るために様々な具体的な支援策を政府として用意することがまず優先されるべきではないか、このように思つて政策を進めております。

○階委員 資金を国内にとどめることが円安対策として間接的に役立つみたいなのを、今おっしゃられましたよね。

この間ロンドンでは、貯蓄から投資へというお話をされてきました。貯蓄から投資へといった場合にちよつと御覧いただきたいパネル。

これは、金融庁が今、動画なども作成して、高校生のための金融リテラシー講座なるものを公開しています。面白かったのが、資産形成シミュレーターで、何に幾ら投資すれば二十年後どれくらい殖えるかということが、金融庁は出しているんですよ。

総理、私と同じ金融機関出身なので、当然詳しくと思うのでお聞きしますが、今、お手元にもこ

のグラフがあると思うんですが、シナリオ一から三までありますよね。シナリオ一というのは二十年後に百万二百円、シナリオ二というのは二十年後に百十四万九千七百円、シナリオ三は四百一十六千九百円、こういう数字になるといことなんですが、それぞれ、どの金融商品に投資した場合か、総理だったらこれを見ただけで分かると思うんですが、お答えいただけますか。

○岸田内閣総理大臣 済みません、たちまち、ここにシナリオ一、二、三、これは運用率を書いてあるんだと思いますが、具体的に何に投資したらこうなるのか、ちよつと具体的なものについてはすぐお答えができません。

○階委員 総理だったら答えられるかなと思ってお尋ねしたんですが、多分、内々分かっているしやると思うんですが、シナリオ一は国内で銀行に預金した場合です。そして、シナリオ二は国内で債券に投資した場合です。シナリオ三は外国株式に投資した場合です。複利で運用していくと、二十年たつとこれぐらい差がつくわけです。これは高校生が見たらどう思いますかね。銀行にお金を預けるんじゃないやなくて、外貨で運用した方がいいよねというふうになりますね。

別に、貯蓄から投資へを悪いという話じゃないんですよ。ただ、現下の円安において、さつき総理もおっしゃった、国内に資金をとどめるといこともおっしゃいました。また一方で、そんなに元手がなない人は、外国債券とか外国株式というのはなかなか視野にないわけですよ。これを見ると、うんと格差が広がってきますね。

そして、更に言えば、円安が進んでいくと、まあここでも格差が広がっていく。さつき言ったように、円安によって、いい面と悪い面、これは総理もおっしゃっていますけれども、円安によってプラスになるのは大企業中心、円安によってマイナスになるのは中小企業、生活者です。だから、この面でも円安が進むことによって格差が広がっていく、いろいろな面で格差が広がっていくわけです。

こうした格差が広がっていくことを直して、こうというのが新しい資本主義だとはずじやないですか。むしろ、貯蓄から投資へと言ったり、円安を放置したりしていくことによって、格差を広げていってしまう。これは新しい資本主義と全然矛盾しているんじゃないですか。お答えください。**○岸田内閣総理大臣** 貯蓄から投資へと申し上げたわけですが、それはまさに、一つは、こうしたお示しいただいた資料にあるように、外国での運用と国内での運用の差が開いてしまっている。だからこそ、一つは、国内の資金運用の環境、市場をより魅力的なものにしようではないか、こうしたことを申し上げ、そしてもう一つは、資産を運用するに当たって、金融資産二千兆のうち一千兆が預金であるからして、これをしっかりと動かす。要は、中間層の方々の資産もしっかり動かしていく、ここに日本の経済のポテンシャルがあるのではないか、こうした思いで申し上げています。

是非、国内において魅力的な市場をつくり、そして、国内の中間層を含めて多くの方々から自らの資産をしっかりと活用できる環境をつくる。この二つをそろえることによって、是非、日本国内においてお金がしっかりと動いていく、こういった体制をつくっていきたくて考えております。**○階委員** 何か岸田政権がやるうとしていますが、あちこちで矛盾が生じている気がするんですね。物価高対策と言いつつ、円安は放置する。格差を是正すると言いつつ、貯蓄から投資へで格差がますます広がっていく。そして、挙げ句の果てには、貯蓄から投資へで、国内の金利は低いのでどんどん海外にお金が出ていって、円安も進んでいく。こういったことで、全く何を目的にしているのか、何を目指しているのか分からないんですよ。

そこで、こうした状況を変えていくために、政府の方針と日銀の方針、共同声明を出していますけれども、これはやはり見直す必要があると思っ

ているんです。

私は、今の共同声明で、昨日、泉代表も取り上げておりましたけれども、次のような一文があると思います。「日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で二%とする。」というふうになっています。政府、日銀は、「物価安定の目標を」となっていると、わざわざ持続的、安定的な物価安定というふうに枕言葉をつけて、今は二%に達していても、持続的、安定的じゃないから金融緩和を続けていくんだ、こういう話をしていっているんですね。

でも、一般の方からすると、今二%上がっていて、なお二%を目指すというのもおかしな話だし、そもそも、物価が上がって困っているときに物価

上昇を目指していくというのもおかしな話だと思うんですね。

大事なことは、政府も日銀も、こちらで言う良い物価上昇を目指しているんだということを対外的に明らかにする必要があると思うんですよ。つまり賃上げですよ。賃上げというものを目指していく。これは名目でも実質でもプラス、実質というのは物価上昇率を差し引いた後の賃上げ率ですね。ですから、物価に負けない賃金上昇率、これを確保していくということを政府と日銀の共同目標にして、金融政策は日銀の範疇かもしれませんが、それ以外のことについては政府として全力で取り組んでいく、このよい物価上昇のために賃上げを目指していくということを共同声明に入れ込んでいくべきではないかと思うんですが、総理のお考えをお尋ねします。

○岸田内閣総理大臣 まず、政府としては、平成二十五年の共同声明に基づいて、日銀において物価安定目標を掲げて努力を続けていかれることを期待しております。是非、そうした声明に基づいて、政府としても構造改革や財政政策をしっかりと進めていきたいと考えています。

そして、それと、そうしたマクロ経済政策を維持しながらも、おっしゃるように賃金は引き上げなければいけないということで、先日来、政府においても、人への投資を中心に様々な賃上げの政策、これを提案させていただき、そして実行させていただいている、こうしたことであります。賃上げの努力は、政府として大きな責任を持って進めていきたいと思っております。

○階委員 どっちつかずじゃなくて明確にすべきだと思うんですね。明確にメッセージを発するべきだと思いますよ。

物価を上げると賃金を上げると、どっちが大事なんですか、端的にお答えください。

○岸田内閣総理大臣 要は、物価を安定的に引き上げることであります。そして、賃金を引き上げることによってデフレから脱却するということは大事なことであります。そして、賃金を引き上げるといことは、経済の好循環を実現するために大事なことであります。共に重要な政策目標であり、それぞれの立場で、政府、日銀、努力を続けていきたいと思っております。

○階委員 このままの共同声明では、一体どちらの方向に向かっていくのか分からないですね。悪い物価上昇が止まるのか、よい物価上昇に転換できるのか。今まで九年間、アベノミクスを続けてきたけれども、転換できなかったわけですよ。転換できないまま悪い物価上昇になりつつあるというところで、私は日銀総裁の責任も重いかねがね申し上げますけれども、日銀総裁、この共同声明はなお有効だと、今のまま続けていって、本当に、よい物価上昇、できるんですか。私は、もう九年やってできないものができるわけないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。お答えください。

○黒田参考人 御案内のとおり、この二%の物価安定の目標は、二〇一三年一月に日本銀行政策委員会が自ら決定したものでありまして、物価の安定という使命を果たすためにはこれを実現していくことが必要であるというふうに考えております。

御指摘の共同声明は、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のために、政府と日本銀行が、それぞれの役割をしっかりと果たしながら、連携してマクロ経済政策の運営に当たるということを示したものであります。昨年十一月にも、政府と日本銀行の間でそうした考え方を再確認したところでありました。

日本銀行としても、今後とも、共同声明の考え方に沿って、政府と緊密に連携しながら、二%の物価安定目標の実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

なお、先ほど委員が御指摘になった物価と賃金、これはまさに、総理が答弁されたように、共に重要ですし、賃金が上がっていかなければ、物価も持続的に、安定的に上がるといことはないと思っております。まさに賃金が上昇することが極めて重要だということはおおいです。ただ、日本銀行の金融政策の目標は、あくまでも物価の安定ということであるということは申し上げたいと思っております。

○階委員 賃金が上がることがまず先にあつて、それで物価が上がる、ここで私は賃金の方が重要だと思っているんですよ。二者択一を言っているわけじゃない。どっちが重要かという話をしていくわけですよ。いいですか。（発言する者あり）足立議員、静かにしてください。やじはやめてください。委員長、指示をお願いします。

○根本委員長 御静粛に。
○階委員 それで、こういう悪い物価上昇が進む中で、コロナ禍もあり、販売価格も低迷して事業

の継続自体が困難になっている。そして、コロナ債務の負担も大きいということがあるわけです。

委員のお手元には、資料八ページを御覧になっていただけますか。委員の手元には、今、コロナ禍において特別融資、保証付きの融資を受けて、今現在、残高は三十兆円ぐらいコロナ前より増えているということが出ております。この三十兆円返せるところはいんですけれども、返せないところはどうかするんだという問題がこれから深刻になってきます。

私の隣にいる馬場さんも、金融機関出身で、日頃こういう債務を抱えた皆さんの相談に向き合っているわけですよ。やはりコロナ債務の減免法案、これが必要ではないかということで、我々の方で提案させていただいている。ポイントは三つです。一つは、資金繰り支援を継続しても債務の圧縮にはつながらないので、債務減免、これをするべきではないかということです。

二つ目は、これまでの政府の再生ガイドラインなどを見ていると、政府というか民間ですかね、これは民間の協議会だったかもしませんが、いずれ、今、公に使われているガイドラインでは、債務減免等には中小企業の経営責任が求められるということ、これを言い出すと中小企業の皆さんも減免ということがなかなかやりにくい。そこで、その経営者に帰責性がない、コロナ債務においてはそういうふうに見えると考えて、経営責任を求めない。金融機関においては、昨年、資本強化法で経営責任を求めずに資本注入できるということになりましたので、同じように、中小企業の

皆さんも経営責任を求められることなく債務の圧縮にできるということをすべきではないか。

そして、三点目については、金融機関の方も減免すると損失が生じるので、なかなか簡単には債務減免に合意できないということなので、金融機関がこの件について債務を減免したならば損失を公的に補填するというので、これによって中小企業の事業継続を支援したらどうかということを提案しています。

総理も金融機関出身ですので、この辺りのことはお詳しいかと思しますので、総理、この点についてどうお考えになりますか。お答えください。

○岸田内閣総理大臣 まず、新型コロナウイルス禍によって大きな影響を受けた事業者が事業の継続、雇用の維持に万全を期すために資金繰り支援を行う、こうしたことはまず基本的に重要であると思えます。

だからこそ、政府としても、金融機関に対して、貸付条件の変更等について、事業者の事情に応じて迅速かつ柔軟に対応することを要請しているほか、銀行法第二十四条等に基づいて、金融機関による条件変更の取組状況の報告を求め、公表しています。

かつて、これは民主党政権の時代だったと思いますが、中小企業金融円滑化法という法律がありました。あ、法律と同様の対応を行い、結果として実行率は九九％ということでありましたので、政府としても、こうした事業者の資金繰り支援ということについては大きな問題意識を持って取り組んでいるところであります。

その中で、一律に債務について減免等を考える、こうしたことについては、返済に向けて事業改善を行う動機を失うといった典型的なモラルハザードの発生についてどう考えるか、また、借入れをせずに頑張っている事業者、あるいは経営改善に取り組んで返済を開始した事業者との公平性の観点からどう考えるか、こうしたことについては慎重に考えるべきところがあるのではないかと、このように認識をいたします。

○階委員 時間がないので省略しますが、我々もモラルハザードを防ぐための方策は法案の中に入れております。

もう一つ、このコロナによる影響と物価高による影響、ダブルパンチを被っているのが米作りをされている農家の皆さんです。

この米作りの農家の皆さんは、従来から米の値段が下がって困っているのに加えて、物価高でいろいろな値段が、燃料も上がり、また肥料も上がりというところで困っているんですが、今回の補正予算では余り米作りの農家に直接的な支援はないというふうになっております。

そこで、我々としては、やはり、民主党政権時代に行った米の戸別所得補償交付金、これを復活すべきだというふうに考えていますし、また、今般、水田活用の直接支払交付金というものを政府は見直して、今後五年間で水張りをしなない場合は対象外の方針、これは一部例外があるとは聞いていますけれども、そういう方針だと聞いています。こうしたことも、そうした方々にもちゃんと補償ができるような交付金を整備すべきだという二つ

を私も提案しております。

これは、農水大臣、今の米作り農家の窮状を鑑みればやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○金子（原）国務大臣 米の需要量が減少が続く中で、需要に応じた生産を行うために、毎年、主食米から麦、大豆、高収益作物への転換を進める必要があります。水田活用の直接支払金などの拡充によって、バランスのよい生産を進めているところであります。

米につきましては、十分な国境措置があり、価格変動は国内需給で決まる中で、恒常的に生産コスト割れを起こしているものではありません。

また、旧戸別所得補償制度のように米の生産数量目標を個々の農家に割り当てるのであれば、自らの経営判断により需要に応じた生産が行われにくくなるかと考えています。

なお、米の価格変動等に伴う所得減少に対しましては、ナラシ対策や収入保険があり、当面の資金繰り対策として、農林漁業セーフティネット資金について、本年四月まで四十五億円の融資が決定しているところであります。

水田の活用直接支払交付金についてのお尋ねでございますが、水田活用の直接支払交付金につきましては、主食用米の需要が減少する中で需要のある作物への転換を進めていくことが重要であり、毎年の米の需給状況などに応じて柔軟に対応し、作付転換が効果的に図られるよう、必要な予算の確保を図っていくことが重要であると考えております。

さらに、予算確保のためにも法制化すればよいのではなくて、一応、そういうことで、交付金は今後一応見直しをさせていただきたいと思っております。

○階委員 従来からの答弁で、今の物価高の状況を考えていないと思うんですね。このままだと米作りの人はなくなっちゃいますよ。

委員のお手元には十一ページ、配っているのを見てほしいんですが、これは、いろいろな業種で、ロボットなど自動化技術で代替可能な仕事なのか、あるいは現地に常にいる必要がある仕事なのかどうか、この二つの観点から、業種ごとに代替可能指数、在宅勤務可能指数、これを調べたデータなどですけれども、稲作農家を含め農林水産業というのは、自動化にもなじみにくいし、かつ現地にいないと仕事にならない、リモートワークには向かないということ、農家の皆さんというのは本場に現地について何ぼということなわけです。

その現地にいる人がどんどんいなくなっちゃう、こういう状況を先手を打って止めていかなくちゃいけない。そうでなければ、まさにウクライナ情勢で食料安全保障が問われる中で、私は将来に禍根を残すことになると思っています。これは、総理には、大局的な観点から、目先のことだけではなくて、ちゃんと食料安全保障のためにも米は守っていく、そのために所得保障もちゃんとやっていく、こんな姿勢を示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 元々農業というものは、食料自給率も当然であります。国土の保全を始め

様々な観点から我が国にとつてなくてはならないものであると思っております。この農業が、食料安全保障の観点からも今大きな注目を集め、政府としてもしっかりと支えていかなければいけない、こうした大きな問題意識を持っています。

何よりも農業者の方々が希望を持って仕事に励んでいただけに、所得を向上していかなければいけない、そういった観点から様々な取組を進めているところであります。収益性の高い需要のある作物への転換等、こうしたものを進めることによって、所得の向上、そして食料自給率の向上、こうした結果につなげていくべく政府としても努力を続けていきたいと思っております。

○階委員 是非よろしくお願いします。

最後に、中央官僚の不祥事が続発しています。先日も、財務省の官僚が暴力事件だったというのがありました。また、先ほど来、国交省の不祥事、問題がある行政の対応が指摘されてきました。そして、不祥事が増加するのに伴って辞める人も増えていると。先日、新聞には、安倍政権が本格的に始まった二〇一三年度から二〇二〇年度までの間に若手キャリアの退職者が四三%も増えていると。まさにゆゆしき事態です。こうした不祥事防止、人材確保のためには、信賞必罰の公務員制度、これを確立する必要があると思っております。ところが、先般、私も財務大臣には厳しく言いましたけれども、求償権の行使、佐川さんの問題で、国家賠償請求訴訟途中で真相解明をうやむやにして、一億一千万請求を認諾したにもかかわらず求償権を行使しないという問題がありました。

これはおかしいではないかということで、国家公務員制度基本法にも、「求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずる」というふうに書かれているわけです。そして、具体策については、改革推進本部の決定で定められている。ところが、この具体的などころも全く財務省では行われていなかったということなんですよ。

公務員制度担当大臣、これはちゃんと、信賞必罰で間違ったことをやったらしっかり責任を取ってもらう、これをやるべきだと思うんですけども、どうですか。

○二之湯 国務大臣 御指摘の国家公務員制度改革基本法の規定を受けてまして、平成二十三年当時、全閣僚が参加した国家公務員制度改革推進本部が決定した改革の全体像の中で、国家賠償法の求償に係る規定を周知すること、さらに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確化すること、そして、求償権の存否の判断に当たり、必要に応じて財務省の法律意見照会制度、現在は予防司法支援制度となっておりますけれども、これを活用することとなっております。

この本部決定を踏まえて、各府省において対応することとされたところでございますけれども、委員の御指摘も踏まえて、今般、各府省への周知徹底を改めて行っており、現時点において、本部決定を踏まえた対応が各府省で取られていると承知をいたしております。

○根本委員長 階猛君、申合せの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○階委員 これですべて終わります。佐川さんの証人喚問を要求していますので、併せてよろしくお願います。